

令和7年3月18日

入札参加有資格者のみなさまへ

大 阪 市

請負工事成績評定要領及び大阪市請負工事施工体制確認マニュアル改正について

請負工事成績評定要領及び大阪市請負工事施工体制確認マニュアルについて、次のとおり改正します。

記

令和6年12月13日付で建設業法が改正されたこと等に伴い、次のとおり改正を行います。

1 主な改正内容

(1) 現場技術者の専任の合理化に伴う改正内容

「専任特例2号を適用する監理技術者」を導入するために整理を行いました。

(2) 創意工夫に関する評価項目の改正内容

・新技術活用に関する評価項目

国土交通省の工事成績評定実施要領の審査項目別運用表が改正されていることから、当該改正内容を準拠するとともに、受注者側から新技術活用を提案した場合の国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）の取扱いを整理を行いました。

・情報化施工技術に関する評価項目

国土交通省の工事成績評定実施要領の審査項目別運用表が改正されていることから、当該改正内容を準拠しました。

2 適用対象規程

1(1)及び(2) 請負工事成績評定要領

1(1) 大阪市請負工事施工体制確認マニュアル

3 適用時期

令和7年4月1日